

日弁連総第55号  
2013年（平成25年）9月3日

内閣総理大臣兼拉致問題対策本部長 安倍晋三 殿

日本弁護士連合会  
会長 山岸 憲 司

## 要 望 書

当連合会は、天内みどり氏ほか11名の申立てに係る人権救済申立事件（2011年第42号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

### 第1 要望の趣旨

- 1 日本政府は、別紙記載の8名の失踪について、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）当局による拉致の疑いがあるので、北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め、本件8名の所在の確認ができたときは、政府間交渉の課題として帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい。
- 2 日本政府は、本件に関し、被害者家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立てをする場合、これに全面的に協力されたい。

### 第2 要望の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

日弁連総第55号  
2013年（平成25年）9月3日

拉致問題担当大臣 古 屋 圭 司 殿

日本弁護士連合会  
会長 山 岸 憲 司

## 要 望 書

当連合会は、天内みどり氏ほか11名の申立てに係る人権救済申立事件（2011年第42号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

### 第1 要望の趣旨

- 1 日本政府は、別紙記載の8名の失踪について、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）当局による拉致の疑いがあるので、北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め、本件8名の所在の確認ができたときは、政府間交渉の課題として帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい。
- 2 日本政府は、本件に関し、被害者家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立てをする場合、これに全面的に協力されたい。

### 第2 要望の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

日弁連総第55号  
2013年（平成25年）9月9日

警察庁長官 米田 壮 殿

日本弁護士連合会  
会長 山岸 憲 司

## 要 望 書

当連合会は、天内みどり氏ほか11名の申立てに係る人権救済申立事件（2011年第42号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり要望する。

### 第1 要望の趣旨

警察庁は、別紙記載の8名の失踪について、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）当局による拉致の疑いがあるので、関係都道府県警察に対し、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにするよう、指揮監督されたい。

### 第2 要望の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

拉致被害者に関する人権救済申立事件

調査報告書

2013年8月23日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会



〈金賢姫氏の証言〉	10
(イ) 目撃証言を入手した経緯	10
(ウ) 目撃証言の信用性	10
ウ 小括	11
③ 結論	11
2 加瀬テル子さん	11
(1) 失踪に至るまでの経緯	11
(2) 失踪時の状況	11
(3) 失踪から現在に至るまでの状況	11
(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断	12
(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性	12
① 拉致以外の失踪理由の不存在	12
ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性	12
イ 事故の可能性	12
ウ 小括	12
② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性	12
ア 日本国内で生活している可能性が低いこと	12
イ 北朝鮮で生存している可能性	13
(ア) 北朝鮮から持ち出された加瀬さんのものと思われる写真	13
(イ) 目撃証言	13
i 目撃証言の内容	13
ii 目撃証言を入手した経緯	14
iii 目撃証言の信用性	14
ウ 小括	14
③ 結論	14
3 日高信夫さん	14
(1) 失踪に至るまでの経緯	14
(2) 失踪時の状況	14
(3) 失踪から現在に至るまでの状況	15
(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断	15
(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性	16
① 拉致以外の失踪理由の不存在	16
ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性	16
イ 事故の可能性	16
ウ 小括	16
② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性	16
ア 日本国内で生活している可能性が低いこと	16
イ 北朝鮮で生存している可能性 (目撃証言)	16
(ア) 目撃証言の内容	16
(イ) 目撃証言を入手した経緯	17
(ウ) 目撃証言の信用性	18
ウ 小括	18

③ 結論.....	18
4 園田一さん, 園田トシ子さん.....	18
(1) 失踪に至るまでの経緯.....	18
(2) 失踪時の状況.....	19
(3) 失踪から現在に至るまでの状況.....	19
(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断.....	19
(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性.....	20
① 拉致以外の失踪理由の不存在.....	20
ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性.....	20
イ 事故の可能性.....	21
ウ 小括.....	21
② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性.....	21
ア 日本国内で生活している可能性が低いこと.....	21
イ 北朝鮮で生存している可能性(目撃証言).....	21
(ア) 目撃証言の内容.....	21
(イ) 目撃証言を入手した経緯.....	22
(ウ) 目撃証言の信用性.....	22
ウ 小括.....	23
③ 結論.....	23
5 生島孝子さん.....	23
(1) 失踪に至るまでの経緯.....	23
(2) 失踪時の状況.....	23
(3) 失踪から現在に至るまでの状況.....	24
(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断.....	24
(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性.....	24
① 拉致以外の失踪理由の不存在.....	25
ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性.....	25
イ 事故の可能性.....	25
ウ 小括.....	25
② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性.....	25
ア 日本国内で生活している可能性が低いこと.....	25
イ 北朝鮮で生存している可能性(目撃証言).....	25
(ア) 目撃証言の内容.....	25
(イ) 目撃証言を入手した経緯.....	26
(ウ) 目撃証言の信用性.....	26
ウ 小括.....	27
③ 結論.....	27
6 萩本喜彦さん.....	27
(1) 失踪に至るまでの経緯.....	27
(2) 失踪時の状況.....	27
(3) 失踪から現在に至るまでの状況.....	27

(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断.....	28
(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性.....	28
① 拉致以外の失踪理由の不存在.....	28
ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性.....	28
イ 事故の可能性.....	28
ウ 失踪前後の不自然な出来事.....	28
エ 小括.....	29
② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性.....	29
ア 日本国内で生活している可能性が低いこと.....	29
イ 北朝鮮で生存している可能性（目撃証言）.....	29
(ア) 目撃証言の内容.....	29
(イ) 目撃証言を入手した経緯.....	30
(ウ) 目撃証言の信用性.....	30
ウ 小括.....	30
③ 結論.....	31
7 藤田進さん.....	31
(1) 失踪に至るまでの経緯.....	31
(2) 失踪時の状況.....	31
(3) 失踪から現在に至るまでの状況.....	31
(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断.....	31
(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性.....	33
① 拉致以外の失踪理由の不存在.....	33
ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性.....	33
イ 事故の可能性.....	33
ウ 小括.....	34
② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性.....	34
ア 日本国内で生活している可能性が低いこと.....	34
イ 北朝鮮で生存している可能性.....	34
(ア) 写真の入手経緯.....	34
(イ) 写真鑑定.....	34
(ウ) 警察による写真鑑定.....	35
(エ) 目撃証言.....	36
i 安明進氏の証言.....	36
ii 工作活動に携わった人物の証言.....	36
(オ) 失踪の時期.....	36
ウ 小括.....	36
③ 結論.....	36
第6 北朝鮮当局による拉致行為の人権侵害性と政府等による救済の必要性.....	37
1 拉致行為の人権侵害性.....	37
2 日本政府による救済の必要性.....	37
3 警察庁による救済の必要性.....	38

第7  まとめ.....	38
別紙.....	39

事件名 拉致被害者に関する人権救済申立事件（2011年度第42号）

受付日 2012年3月23日

申立人 天内みどり氏ほか11名

相手方 日本政府（内閣総理大臣兼拉致問題対策本部長 安倍晋三，拉致問題担当大臣 古屋圭司），警察庁（警察庁長官 米田壮）

## 第1 結論

日本政府及び警察庁に対し，別紙要望書のとおり，要望を行うことが相当である。

## 第2 申立ての趣旨及び理由（事案の概要）

本件は，別紙記載の8名が北朝鮮当局によって拉致された疑いが極めて濃厚であることを前提として，上記8名の親族らが，「国民に対する重大な人権侵害であり，かつ，国家主権の侵害である」として，それぞれ，内閣総理大臣・拉致問題対策本部長，国務大臣・拉致問題担当及び警察庁長官に対し，下記措置を講ずるよう要望書を提出することを求めている7件の事案である。

### 記

- 1 警察庁は，本件申立てが北朝鮮による拉致の疑いが極めて濃厚であるので，至急捜査を遂げ，その真相を明らかにされたい。
- 2 日本政府は，本件拉致被害者の多くが被害発生以来長い年月が経過している事実を真摯に受け止め，早期解決のために北朝鮮政府に対して本件拉致被害者の所在の確認と身柄の返還を求めるなど，可能な手段を全て行使して一日も早く家族全員が一堂に会することができるよう努力されたい。
- 3 日本政府は，本件に関し，家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立てを余儀なくされる場合，これに全面的に協力されたい。

## 第3 事件委員会の調査

### 1 調査の経過

2012年（平成24年）

3月23日 申立て受理

4月17日 予備審査開始

5月28日 第1回予備審査会議

6月26日 第2回予備審査会議

7月 6日 予備審査報告書提出

- 7月19日 本調査開始
  - 7月25日 第1回事件委員会
  - 9月 5日 申立代理人に対する第1回照会
  - 10月15日 申立代理人から回答書（10月15日付け）受領
  - 10月25日 第2回事件委員会
  - 11月28日 申立代理人に対する第2回照会
  - 12月17日 申立代理人から回答書（12月17日付け）受領
  - 12月26日 第3回事件委員会
  - 12月27日 警察庁及び政府拉致問題対策本部に対する照会
- 2013年（平成25年）
- 1月29日 警察庁から回答書（1月28日付け）受領
  - 1月30日 内閣官房拉致問題対策本部事務局から回答書（1月29日付け）受領
  - 2月19日 第4回事件委員会
  - 3月29日 申立代理人，A教授からヒアリング
  - 4月10日 第5回事件委員会
  - 5月10日 第6回事件委員会
  - 5月16日 申立代理人に対する第3回照会
  - 5月28日 申立代理人から回答書（5月28日付け）受領

## 2 調査結果

### (1) 申立代理人への照会

申立代理人に対して，2012年（平成24年）9月5日付け，同年11月28日付け及び2013年（平成25年）5月16日付けにて，失踪状況，目撃証言の内容及び信用性，警察による捜査状況等について照会を行い，資料の追加提出を依頼し，回答及び資料の提出を受けた。

### (2) 警察庁に対する照会

警察庁に対し，2012年（平成24年）12月27日付けにて，本件申立ての対象である失踪者8名が，政府の拉致問題対策本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」に該当するか，同8名についての警察庁，関係道県警察本部における捜査状況等について照会した。

これに対し，2013年（平成25年）1月28日付け回答書により，上記8名が「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている，関係警察において捜査を行っている等の回答がなされた。

### (3) 政府拉致問題対策本部に対する照会

政府拉致問題対策本部に対し、2012年（平成24年）12月27日付けにて、同本部の分科会における拉致被害者であることの認定方法等の具体的な検討内容、申立人の一人である藤田隆司氏が同氏の弟藤田進さんの失踪について国連人権理事会強制的失踪作業部会に対して申立てを行ったことに関する、政府の支援内容等について照会を行った。

これに対し、2013年（平成25年）1月29日付け回答書により、藤田隆司氏がジュネーブでの国連人権理事会強制的失踪作業部会へ出席した際の旅費の支弁、国際機関、政府機関、NGOへの訪問調整、通訳等の活動支援、内閣官房拉致問題対策本部事務局職員の同行等の支援を行ったこと等の回答がなされた。

#### (4) 申立代理人、A教授のヒアリング調査

2013年（平成25年）3月29日、申立代理人及び加瀬テル子さん、藤田進さんに関する写真鑑定書を作成したA教授（以下「A教授」という。）からヒアリングを行った。

A教授からは、写真による人物の同一性に関する鑑定方法についての一般的説明を受けたほか、加瀬テル子さん、藤田進さんについての鑑定書の記載内容、判断結果の確実性等についての説明を受けた。

また、申立代理人からは、申立てに至った事情や、申立人らに対する政府、警察等の対応、政府により拉致被害者として認定されないことによる具体的影響などについて説明を受けた。

## 第4 前提として認められる事実

### 1 北朝鮮当局による日本人拉致問題のこれまでの経緯

2002年（平成14年）9月17日に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮当局は長年否定していた日本人の拉致の事実を認めて謝罪し、同年10月15日に、5名の被害者が帰国した。

しかし、残りの安否不明者については、2004年（平成16年）5月22日に行われた第2回日朝首脳会談において、北朝鮮当局より、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、その後も納得のいく説明がなされないままである。

特に、2008年（平成20年）6月の日朝実務者協議において、北朝鮮当局より拉致問題の再調査を行う旨の表明があり、同年8月の協議においては調査目的及び具体的態様につき合意され、今後、北朝鮮当局が拉致問題の解決に向けた具体的行動として、生存者を発見し帰国させるための拉致被害者に関する

る全面的な調査を行うこととなったものの、現在まで、北朝鮮当局はこの合意を履行していない。

## 2 拉致問題をめぐる近時の日本政府の取組

2006年（平成18年）6月、日本政府は、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）を公布・施行した。

また、同年9月、日本政府は、拉致問題に関する総合的な対策を推進することを目的として、内閣総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置した。

その後、2009年（平成21年）10月に、日本政府は、前述の拉致問題対策本部を廃止し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする新たな「拉致問題対策本部」を設置した（同本部は、本部長である内閣総理大臣をはじめ、副本部長である拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣から構成されていた。）。

同本部は、2010年（平成22年）11月29日、第4回会合における本部長指示（以下「本部長指示」という。）として、以下の8点について取り組むとした。

- ① 拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応
- ② 北朝鮮側の対応等を考慮しつつ更なる措置についての検討及び現行法制度の下での厳格な法執行の推進
- ③ 平成20年8月の日朝合意の履行を含む北朝鮮側による具体的な行動への継続した強い要求
- ④ 拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理の強化
- ⑤ 拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査の徹底、及び拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等の継続
- ⑥ 拉致問題の解決に資する内外広報活動の充実
- ⑦ 米国、韓国を始めとする関係国等との国際的連携の強化
- ⑧ その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策の検討

また、2013年（平成25年）1月15日、政権交代を機に、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するために、内閣に新たな拉致問題対策本部を設置した（従前の拉致

問題対策本部は廃止された。 ) 。

同本部は、本部長である内閣総理大臣を始め、副本部長である拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣、そして本部員である他の全ての国務大臣から構成されている。

その第1回対策本部会合では、「北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。」との拉致問題の解決に向けた方針が決定され、その方針の下、下記8項目の具体的な施策が確認された。

- ① 早期の解決に向けた北朝鮮側の行動を引き出すため、更なる対応措置について検討するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進する。
- ② 日朝政府間協議を始め、あらゆる機会を捉え、北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動への継続した強い要求を行う。
- ③ 拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理を強化する。
- ④ 拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する。
- ⑤ 拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。
- ⑥ 米国、韓国を始めとする関係各国との緊密な連携及び国連を始めとする多国間の協議を通じて、国際的な協調を更に強化する。
- ⑦ 拉致被害者家族等へのきめ細かな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する。
- ⑧ その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討する。

さらに、政府は、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として認定された人以外にも、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない人が存在しているとの認識の下、関係省庁・関係機関が緊密に連携を図りつつ、国内外からの情報収集や関連する調査・捜査を強力に推し進め、その結果、北朝鮮当局による拉致行為があったと確認された場合には、速やかに、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(平成14年法律第143号。以下

「支援法」という。)第2条に定める被害者(同条によれば、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいうものと規定されている。)として認定することとしている旨を表明しており、北朝鮮に対して、拉致された可能性を排除できない30数名についての情報等を提供し、調査を求めている。

また、報道によれば、2013年(平成25年)2月8日に、警察庁が全都道府県警察に対し、北朝鮮による拉致の可能性のある行方不明者について本人や家族のDNA型鑑定試料を積極的に採取するよう指示したとされている(なお、拉致の可能性が排除できない行方不明者は866名とのことである。)

さらに、政府は、2013年(平成25年)6月21日に、北朝鮮による日本人拉致問題への取組に関する2012年度の報告を閣議決定し、その中で、北朝鮮に即時帰国を求める「全ての拉致被害者」の範囲について、初めて「(政府)認定の有無にかかわらず」と明記し、政府認定の被害者に加え、拉致された疑いのある特定失踪者の帰国に取り組む姿勢を強調した。当該報告では、「『対話と圧力』の方針を貫き、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて、全力を尽くす」という現政権の方針を説明し、全閣僚による対策本部といった現政権の取組を紹介している。

他方で、日本政府は、従前から、支援法第2条の規定により北朝鮮による拉致被害者と認定していた15名に加えて、2005年(平成17年)4月27日に1名、2006年(平成18年)11月20日に1名をそれぞれ拉致被害者として追加して認定し、その結果、日本政府が認定した北朝鮮による拉致事案は合計12件17名となったが、その後は認定者を追加していない。

### 3 国会の取組

国会においては、衆議院及び参議院に北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会が設置されている。

### 4 拉致被害者家族等の活動状況

1997年(平成9年)に、拉致被害者の家族によって、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)」が結成された。

また、1998年(平成10年)4月に、家族会を支援するために、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」が発足し、その後、2003年(平成15年)1月に、全国協議会の調査機関として「特定失踪者問題調査会」が設立された。

同調査会は、北朝鮮によって拉致されたかもしれないという家族の届出等を

受けて、独自に調査を行っており、独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者を「特定失踪者」として認定し、さらに、「拉致の可能性が高い」と判断された者のリストを「1000番台リスト」と呼称している。

## 5 当連合会の取組等

当連合会は、2000年（平成12年）3月27日に、政府及び外務省に対して、北朝鮮によって拉致されたとの高度の蓋然性がある被害者保護のために政府間交渉を再開し、拉致被害者の所在の確認と身柄の返還を強く求めるなどの措置をとるべきことを要望した。

また、2005年（平成17年）3月29日に、北朝鮮当局によって拉致の疑いがある16名について申立てがなされた人権救済申立事件に関し、内閣総理大臣、外務大臣に対して、16名の所在確認及び帰国を北朝鮮に強く求め、被害者家族による国際機構に対する人権救済申立てに全面的に協力すること、警察庁長官に対しては、16名について関係都道府県警察に至急捜査を遂げ真相を明らかにするよう指揮監督することを要望した。

## 第5 本件8名の失踪状況及び北朝鮮による拉致行為を窺わせる個別的状況についての個別的検討

### 1 木村かほるさん

#### (1) 失踪に至るまでの経緯

木村かほるさん（1938年（昭和13年）8月27日生まれ。以下「木村さん」という。）は、失踪日である1960年（昭和35年）2月27日当時、秋田市中通のB高等看護学院（以下「看護学院」という。）の学生（3年生）であり、同校寮に寄宿していた。卒業試験を3日後に控えていた。

#### (2) 失踪時の状況

木村さんは、失踪当日（土曜日）午後5時半頃寮を出て、近くで出会った同期生とともに秋田駅まで行き、別れた後消息が途絶えている。

2月28日（日曜日）にも、卒業試験前日で休みになっていた29日（月曜日）にも帰寮せず、3月1日（火曜日）午前中に行われた卒業試験にも欠席したため、看護学院から青森県八戸市にある実家に電話連絡がなされた。父栄一氏と申立人である姉天内みどり氏（以下「天内氏」という。）が秋田市に向かい、3日には秋田警察署に捜索願が出された。その後、家族及び看護学院では可能な手段を全て使って木村さんを探したが、全く情報はなかった。

#### (3) 失踪から現在に至るまでの状況

家族は、尋ね人の写真入りポスター（1960年（昭和35年）3月31日

付け)を東北全県のみならず、東京、大阪、京都、福岡などの駅や警察、電柱などに貼って回り、秋田・青森の駅や中心地では写真入りのビラ2000枚を配るなどの活動を行った。

1960年(昭和35年)3月に東奥日報紙上に3日間「尋ね人」広告を掲載し、同年4月2日に東奥日報紙上に写真入り「尋ね人」広告を掲載した。

看護学院も、警察と密接な連絡をとりながら木村さんと係わりのある人々や場所十数か所を、実地にあるいは電話で調査したが、手がかりはなかった。また、青函連絡船の乗船者名簿を当たったが、該当者はなかった。家族関係者としては考えられる手段を尽くしたが、日本国内において全く消息が不明であった。

2002年(平成14年)9月17日、日朝首脳会議で北朝鮮当局が日本人拉致を認め、日本政府が把握もしていなかった曾我ひとみ氏もその一人であることを認めた。申立人である姉天内氏は、「曾我氏も看護婦だったので、かほる(木村さん)も北朝鮮にいる」と思うようになり、特定失踪者問題調査会に相談した。調査会は、2003年(平成15年)5月30日、木村さんは特定失踪者(北朝鮮による拉致の可能性の排除できない失踪者)として認定して公表し、2004年(平成16年)7月29日、通称「1000番台リスト」(拉致の可能性の高い失踪者)に認定して公表した。

#### (4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断

- ① 失踪直後の1960年(昭和35年)3月3日の捜索願いについて、警察は看護学院とも連絡をとり、捜査を実施している。
- ② その後、2004年(平成16年)9月29日、青森県八戸警察署に対し、被疑者不詳(某)として国外移送目的略取誘拐罪で刑事告発しているが、その後の進展はない。
- ③ 政府は現在まで、木村さんを拉致被害者として認定していない。ただし、本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている。

#### (5) 北朝鮮当局による拉致の可能性

##### ① 拉致以外の失踪理由の不存在

###### ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性

木村さんは当時看護学院卒業試験目前でそのための準備にまい進していた上、就職先も実家のあるC病院に決まっていた。木村さんは「病弱な母親を助けるため看護婦になる」と常々言っており、失踪当日も、卒業試験を3か月後に控えて「寮の8人部屋では勉強できない」として八

戸市へ里帰りする理由を同期生D氏に話していた。いつも読み込んでいた看護必携を手にしていて、部屋には書き置きもなく、机の中には生理用品がしまわれていた。

木村さんは、八戸市の自宅で卒業試験の準備をするため秋田駅に向ったと思われ、自殺に及んだり、自らの意思で長期間にわたって家族と連絡を絶って失踪するとは到底考えられない。

イ 事故の可能性

木村さんが事故にあったことを示す事情はない。

ウ 小括

以上の事実からすれば、木村さんは、その意思に反して拉致された可能性があることを否定できない。

② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性

ア 日本国内で生活している可能性が低いこと

家族は前述のように新聞広告での呼びかけなど広範囲に情報提供を求めたが、その後全く消息がつかめていない。

調査会設立後には、木村さんは「1000番台リスト」の失踪者の一人として公表されているが、ほぼ10年が経過する現在に至っても、全く情報が寄せられておらず、木村さんが国内で生活していることを示す事情はない。

イ 北朝鮮で生存している可能性（目撃証言）

(ア) 目撃証言の内容

木村さんの北朝鮮における目撃証言には、タイ人ホステス3名によるものと、通称「金正日の料理人」こと藤本健二氏によるもの、元北朝鮮工作員金賢姫氏によるものがある。

<タイ人ホステス3名の証言>

i 2007年（平成19年）10月、調査会は、タイで3人に別々にインタビューを行った。3人とも木村さんの失踪前の写真を見て、日本語を教えてくれた女性（先生）が鼻の形、笑顔、顔の形、服を着た全体の感じが木村さんと似ている旨を証言している。

また、先生の身長は155cm位と述べるが、木村さんは150cmを少し超える程度であった。

ii 木村さんの姉天内氏（申立人）の45歳当時の写真を見て、先生と笑顔、顔の形、太り具合も似ている旨証言している。

iii 先生の体型についても、天内氏と似ていると証言している。

<藤本健二氏の証言>

- i 藤本氏は、1982年（昭和57年）から北朝鮮に渡り国際レストラン安山館で働きはじめたとされるが、その頃木村さんをレストランで目撃したと証言しており、藤本氏の目撃対象者に対する印象は深く、信用できる。
- ii 藤本氏は、姉の天内氏と面会し、レストランで目撃した女性が天内氏と同じ印象だったため、目撃した女性は木村さんと確信したと述べている。
- iii 上記証言は、2011年（平成23年）12月18日調査会代表荒木和博氏が都内で藤本氏と会って聞いた話である。その模様は同月21日にテレビ朝日系列で放映された。

<金賢姫氏の証言>

大韓航空機爆破事件の金賢姫元死刑囚が2010年（平成22年）7月に来日した際、被害者家族の会代表飯塚繁雄氏から木村さんの写真を見せられて、「自分が日本語を教わった先生に極めて似ている」と証言した（東奥日報2010年（平成22年）10月17日記事）。

(イ) 目撃証言を入手した経緯

上記のとおり。

(ウ) 目撃証言の信用性

上記の各証言は調査会関係者が聴取したものにとどまり、当委員会が直接聴取したものではない。

しかし、他方で、①タイ人ホステス3名の聴取は、氏名を明らかにしてもらった上で、別々の日時、場所で行われているが、木村さんの身体的特徴や性格、使用言語などその供述内容は概ね一致していること、タイ人ホステス3名が木村さんに似た女性に日本語を教えてもらったのが1982年（昭和57年）～1983年（昭和58年）当時であり、木村さん44歳～45歳当時のことであったが、木村さんと姉天内氏の写真（45歳当時のもの）を見て似ているとする供述も概ね一致していること、②藤本氏の証言も、姉天内氏と面会した上で、目撃した女性が木村さんであると確信したというものであること、③金賢姫証言も、木村さんの写真を見て日本語を教えてもらった先生と「極めてよく似ている」とするものであることから、これら目撃証言の内容は信用性が乏しいとまでは言い難いのであって、合計5人に目

撃された女性が木村さんであることを排斥することはできない。

#### ウ 小括

以上の事実からすれば、北朝鮮で目撃された女性が木村さんであって、木村さんが北朝鮮国内で生存している可能性を否定することはできない。

#### ③ 結論

以上のとおり、木村さんがその意思に反して拉致された可能性があり、かつ、北朝鮮で目撃された女性が木村さんである可能性がある。

したがって、日本と北朝鮮との間に国交がなく、木村さんが自ら北朝鮮に渡航できないことを踏まえれば、木村さんが北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあるというべきである。

## 2 加瀬テル子さん

### (1) 失踪に至るまでの経緯

加瀬テル子さん（1944年（昭和19年）5月4日生まれ。以下「加瀬さん」という。）は、E中学卒業後、材木店や叔母石毛フサ宅で住み込み手伝いをした後、自宅に戻り、失踪日である1962年（昭和37年）4月（日付け不詳）当時、千葉県海上郡海上町<sup>うなかみ</sup>の自宅に居住していた。

### (2) 失踪時の状況

加瀬さんは、失踪当日の午後2時過ぎ、自宅から徒歩で約20分ほどの距離にある総武本線飯岡駅前の美容室「F」に行き、パーマをかけてもらい、「F」を出た後、消息を絶った。

失踪当時の1962年（昭和37年）、加瀬さんが自宅から美容室「F」に向うために利用したと思われる千葉県道71号（銚子旭）線は、当時交通量も少なく事故の可能性は低かった。また、家族が周辺を捜索した際も事故の痕跡は見つかっていない。失踪後、事件を窺わせる情報もなかった。

### (3) 失踪から現在に至るまでの状況

失踪約2年後、家出人届が警察署に届け出られた。

2002年（平成14年）に、小泉総理訪朝で拉致被害者5名が帰国すると、申立人ら家族・親族は加瀬さんの失踪が拉致ではないかと考えるようになり、従兄弟である申立人仲條富雄氏が救う会に連絡した。

翌2003年（平成15年）1月10日に特定失踪者問題調査会の設立とともに加瀬さんは特定失踪者として発表された。

そして、調査会は、2004年（平成16年）5月21日、加瀬さんを通称「1000番台リスト」に認定し、その旨公表された。

上記2003年（平成15年）の特定失踪者としての発表はNHKが生中継を行うなどメディアでも非常に大きく取り上げられたが、日本国内での情報は全く寄せられていない。

なお、叔母の加瀬ヨシ氏が日本テレビ「それは秘密です」の家出人捜しのコーナーに出演したことがあったが、これに対しても反応はなかった。

(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断

① 2004年（平成16年）12月17日、申立人らは、千葉県警察本部に、被疑者不詳（某）として国外移送目的略取誘拐の罪で刑事告発した。

② 日本政府は、現在に至るまで拉致被害者として認定していない。ただし、本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている。

(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性

① 拉致以外の失踪理由の不存在

ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性

加瀬さんは、上記のとおり、失踪当時、翌日新宿コマ劇場へ叔母加瀬ヨシ氏と観劇することが予定され、それを楽しみにしながら、パーマをかけるため美容室「F」に向っている。「F」では翌日観劇することを嬉しそうに話していたというのであり、自らの意思で突然失踪したとは考えられない。

イ 事故の可能性

上記のとおり、加瀬さんが事故にあったことを示す事情はなく、警察からの交通事故等の連絡もない。

ウ 小括

以上の事実からすれば、加瀬さんは、その意思に反して拉致された可能性があることを否定できない。

② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性

ア 日本国内で生活している可能性が低いこと

上記のとおり、家族・親族はテレビ出演（「それは秘密です」）し、情報呼びかけ、2003年（平成15年）1月にはNHKが調査会による加瀬さんを含む失踪者の発表（2004年（平成16年）5月には「1000番台リスト」として発表）を生中継したにもかかわらず、その後全く消息がつかめていない。

調査会によると、公表後10年が経過する現在に至っても全く情報が寄せられておらず、加瀬さんが日本国内で生活していることを示す事情

はない。

イ 北朝鮮で生存している可能性

(ア) 北朝鮮から持ち出された加瀬さんのものと思われる写真

- i 2004年（平成16年）9月，TBS及びフジテレビ関係者が韓国在住の脱北者から入手した日本人女性とされる写真複数が調査会に提出された。
- ii そのなかで何らかの「身分証明書」用に使用されていたと思われる数センチ角の証明写真について，A教授により加瀬さんの失踪前の写真と比較鑑定した結果，「人類学的，解剖学的に見て同一人と考えて差し支えないと判断するのが妥当である」とされた。
- iii A教授は，人の顔の異同識別に関して特別の知識経験と技術を有している専門家であると認められるところ，同教授の鑑定は，本文7ページを含む18ページに上るものであり，顔面頭蓋部の輪郭の比較，顔部品と言われる眉，眼，鼻，口，耳などの頭蓋顔面上での解剖的配置の比較，顔部品の形態的特徴などの比較，一般的集団においては稀である特徴や本人に固有の特徴の存在の有無などの確認を詳細に行っており，その信用性に特に疑義を差し挟む事情は窺われない。

A教授による鑑定の結論（異同識別）は6段階でなされるが（例えば，2番目ランクは同一人である可能性が極めて高い，4番目ランクは同一人である可能性が高い，5番目ランクは同一人であるか否か判断できない，など），加瀬さんの場合は1番目のランクである「同一人と考えて差し支えない」とされている。この判断は，撮影方向の異なる比較資料が複数あり，そのいずれにおいても本人の固有の特徴や極めて稀な特徴を含む全ての特徴が合致しているような場合に用いられるとされる。

- iv 加瀬さんの実父加瀬次信氏，叔母は北朝鮮から持ち出され，フジテレビらの担当者が脱北者から入手した鑑定対象の写真2枚につき，まつ毛のわきのホクロの存在などから加瀬さんが写った写真であることを確信している。

(イ) 目撃証言

i 目撃証言の内容

2003年（平成15年）2月頃，調査会に対し，中国国籍と語る匿名の人物による平壤郊外での目撃情報が寄せられた。

この人物は、「北朝鮮のビジネスパートナーに特定失踪者の発表された新聞を見せたところ、加瀬テル子他1名を見た。加瀬テル子と思われる女性が千葉の海から来た」と述べた。

この人物は、加瀬さんを拉致被害者としては認識していないが、日本女性としては認識している。「千葉」は加瀬さんが居住していた海上町、「海」は海上町に近い房総の海（九十九里浜）を指すものと考えて矛盾はない。

ii 目撃証言を入手した経緯

上記のとおり。

iii 目撃証言の信用性

この証言は匿名により調査会にもたされたものであり、当委員会が直接聴取したものではない。しかし、証言の内容が客観的事実と矛盾しておらず、加瀬さんが北朝鮮での生存を示す傍証性を否定することまではできない。

ウ 小括

以上の事実からすれば、脱北者が北朝鮮から持ち込んだ写真の女性は加瀬さんであり、また、北朝鮮で目撃された女性が加瀬さんであって、加瀬さんが北朝鮮で生存している可能性を否定することはできない。

③ 結論

以上のとおり、加瀬さんがその意思に反して拉致された可能性があり、かつ、北朝鮮で写された写真の女性が加瀬さんである可能性がある。

したがって、日本と北朝鮮との間に国交がなく、加瀬さんが自ら北朝鮮に渡航できないことを踏まえれば、加瀬さんが北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあるといえる。

3 日高信夫さん

(1) 失踪に至るまでの経緯

日高信夫さん（以下「日高さん」という。）は、1944年（昭和19年）11月27日、日高實矩氏（父）と日高シヅ氏（母。以下「シヅ氏」という。）の長男として、鹿児島県大島郡十島で出生した。

日高さんは、鹿児島県立G高校商業科を卒業後上京し、1963年（昭和38年）4月、H株式会社（新宿区水道町所在。以下「H」という。）に就職。印刷工として、活版・輪転の部署などで働いていた。住居は同社が入居しているビルの4階にある社員寮だった。

(2) 失踪時の状況

1967年（昭和42年）9月ころ、「大阪で新しい仕事が決まった。」というので、会社の同僚が日高さん（当時22歳）を上野駅（東京）まで見送りに行った。それを最後に行方不明となる。

(3) 失踪から現在に至るまでの状況

2002年（平成14年）9月17日、小泉純一郎総理の訪朝で北朝鮮が拉致を認め、翌月帰国した5人の中に日本政府が拉致を認識していなかった曾我ひとみ氏がいたことから、家族は日高さんの失踪が拉致ではないかと考え、救う会に問い合わせた。

2003年（平成15年）1月に設立された特定失踪者問題調査会は、同年2月10日、特定失踪者第2次リスト44人を公表したが、その中に日高さんが含まれていた。また、日高さんは、2006年（平成18年）10月13日、いわゆる「1000番台リスト」に認定され、その旨が報道機関を通して報じられた。

失踪から現在に至るまで、日高さんの所在は不明である。

(4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断

① 警察の捜査状況

2006年（平成18年）11月21日、日高さんの兄である日高万亀夫氏が警視庁に刑事告発した。

2012年（平成24年）9月19日、警視庁公安部外事第二課員2名がシヅ氏及び日高さんの妹田上明子氏（以下「明子氏」という。）を訪問した。

捜査員は、日高さんがHに入社した当時の同社社員（5名以上）の顔写真一覧をシヅ氏に見せて確認を求めたが、シヅ氏は見たことがない旨回答した。また、捜査員からは、指の切断事故の際に入院した病院や、日高さんがI大学に通っていると述べていたことから同大学への在籍状況について調べるとの説明を受けた。また、将来DNA鑑定が必要となったときの準備のために、シヅ氏及び明子氏からDNA鑑定用の検体を採取した。

なお、2012年（平成24年）12月17日現在、警視庁その他警察関係者からその後の捜査状況について報告は受けていない。

② 日本政府・自治体の対応

日本政府は、現在に至るまで拉致被害者として認定していない。ただし、本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている。

鹿児島県のホームページには、日高さんが「本県に関係のある特定失踪

者（拉致の可能性を排除できない者）」の一人として顔写真入りで掲載されている。また、東京都のホームページや、東京都が独自に作成したポスターには、東京で失踪した特定失踪者の一人として日高さんが顔写真入りで掲載されている。また、鹿児島県や東京都は、拉致問題に関する写真パネル展や啓発ビデオの上映などを行っている。

(5) 北朝鮮当局による拉致の可能性

① 拉致以外の失踪理由の不存在

ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性

日高さんは「大阪で新しい仕事が決まった」と周囲に話をし、会社の友人が上野駅まで見送りに行っていること、会社を辞めて田舎に帰る様子もなくいつの間にかいなくなったと述べている同僚がいること、勤務先で特段トラブルもないことから、自殺や自らの意思で失踪したとは考えがたい。

イ 事故の可能性

日高さんが事故にあったことを示す事情は寄せられていない。

ウ 小括

以上の事実から、日高さんは、その意思に反して拉致された可能性があることを否定できない。

② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性

ア 日本国内で生活している可能性が低いこと

調査会は、2003年（平成15年）に日高さんが特定失踪者の一人であるとして報道機関等に公表し情報提供を呼びかけたが、それから既に10年が経過している。その間、鹿児島県及び東京都のホームページなどでは、特定失踪者の一人であるとして日高さんを顔写真入りで公表している。しかし、現在に至るまで、日本国内での日高さんに関する目撃情報は皆無であり、日高さんが日本国内で生活していることを示す事情はない。

イ 北朝鮮で生存している可能性（目撃証言）

(ア) 目撃証言の内容

北朝鮮から脱北したJ氏（以下「J氏」という。）は、以下のとおり、日高さんに似た男性を目撃したと証言している。

〈目撃証言1〉

i 北朝鮮の公安当局で情報調査の仕事をしていた。朝鮮労働党の軍事教官をしていた。2003年（平成15年）に脱北した。

- ii 日高さんに似た男性を目撃する以前、1985年に軍事訓練をしていたとき、平壤市勝湖（スンホ）区域の立石里（リプサンリ）の近くの深い山の中に小さな空地を見つけた。立派な住宅が建っている集落があった。そこには日本人がいて時々日本語が聞こえた。朝鮮語は上手ではなかった。帰国事業の日本人は、そのような隔離された生活はしない。
- iii （特定失踪者の写真リストを見て、日高さんの写真を指し）はっきりとはいえないが、顔立ちがそっくりだ。とてもよく似ている。
- iv 1994年7月に平壤市の高麗病院で会った。金日成が死んだ年なので時期を記憶している。
- v 男性は胃を悪くして高麗病院に入院していた。この病院は、権力がある人やお金がある人が入院するところだ。
- vi 男性は自分と同じ煙草を吸っていたことがきっかけで話をするようになり、親しくなった。健康についての話をよくした。健康のことを話していると、自然と日本の食べ物のことを話していた。
- vii 平壤印刷工場の設計技師だと自己紹介された。平壤印刷工場の設計技師には簡単にはなれない。とてもランクの高い部署だ。
- viii 自分が目撃した男性は、写真よりシミができていた。背は自分より少し低く、中肉中背だった。写真ではよく分からないが、まつ毛が濃く、遠くから見ると眼のラインがはっきりしていた。
- ix いつも本を読んでいた。日本の本で技術書か何かだった。

〈目撃証言2〉

- i 男性は、周囲を見る目つきに落ち着きがなかった。  
心配するな、と言ったが、「具体的なことは聞くな、ややこしいことになるから」と言っていた。
- ii 男性は、迷信や占いの話をよくしていた。  
また、日本の幽霊の話をよくしていた。「ユキ」だか「ヤキ」だかの話だった。真っ白い女が男たちを捕まえて食べてしまう話だった。
- iii 歩き方に特徴があった（肩を揺らす歩き方を実演）。
- iv インタビューを行った調査会の真鍋専務理事が、その場から日高さんの親族に電話をかけ、日高さんの歩き方の特徴を尋ねると、J氏が実演したのと同じ特徴を答えた。

(イ) 目撃証言を入手した経緯

目撃証言1は、2006年（平成18年）8月5日にフジテレビの報道番組「ワッツ！？ニッポン」で放映された、同局アナウンサーによるJ氏のインタビュー映像の収録内容である。なお、調査会は、同年8月4日、日高さんに似た人物を平壤で目撃したという人物に面会したとの報告を報道関係者から受けたと、記者会見で発表している。

目撃証言2は、2006年（平成18年）10月13日にフジテレビのニュース番組「スーパーニュース」で放映されたもので、10月6日に調査会の真鍋専務理事（当時）がJ氏にインタビューした際の映像の収録内容である。

#### (ウ) 目撃証言の信用性

上記のJ氏の証言は、報道関係者、調査会関係者が聴取したものとどまり、当委員会がJ氏から直接聴取したものではない。

他方で、J氏は氏名を明らかにして報道機関と調査会のインタビューに応じており、その証言は、①写真との相違（シミができていた）を指摘しながら、中肉中背、まつ毛が濃いなどの日高さんと合致する身体的特徴を挙げて、顔立ちがそっくりで日高さんとよく似ているとするもので、②男性を目撃した時期について金日成が死亡した年と関連させて明確に証言し、③当時の男性との会話の内容や男性の様子についても具体的に証言するものであり、映像から判断する限り、その供述態度も誠実である、等の事情を認めることができる。

したがって、J氏の目撃証言の内容の信用性が乏しいとまでは言い難いのであって、J氏が平壤で目撃したとされる男性が日高さんであることを排斥することはできない。

#### ウ 小括

以上の事実からすれば、北朝鮮で目撃された男性が日高さんであって、日高さんが北朝鮮国内で生存している可能性を否定することはできない。

#### ③ 結論

以上のとおり、日高さんがその意思に反して拉致された可能性があり、かつ、北朝鮮で目撃された男性が日高さんである可能性がある。

したがって、日本と北朝鮮との間に国交がなく、日高さんが自ら北朝鮮に渡航できないことを踏まえれば、日高さんが北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあるといえる。

#### 4 園田一さん、園田トシ子さん

##### (1) 失踪に至るまでの経緯

園田一さん（以下「一さん」という。）は、1918年（大正8年）2月25日生まれ。園田トシ子さん（以下「トシ子さん」という。）は、1929年（昭和4年）9月7日生まれ。一さんとトシ子さん（以下「園田さん夫婦」という。）は、1948年（昭和23年）に結婚し、鹿児島県曾於郡大崎町に住んでいた。園田さん夫婦間には、2男3女がいる。申立人前山利恵子氏は長女であり、同前山光秋氏はその夫である。

園田さん夫婦は、1969年（昭和44年）より養鶏会社K（鹿児島県曾於郡大崎町野方）の管理人として、同社の管理宿舎に次男俊一氏と3人で住んでいた。

## (2) 失踪時の状況

1971年（昭和46年）12月30日午前11時ころ、園田さん夫婦は、大阪から帰省する次女博子氏を宮崎空港へ迎えに行くために、マツダファミリアに乗車し、養鶏会社K管理人宿舎を出発した。出発するにあたり、会社の同僚と次男俊一氏（当時15歳）に対して、空港で迎えた帰りに三女の節子氏の晴れ着を買うために都城市のLに寄り、午後7時ころに戻る旨伝えていた。管理人室には、次男俊一氏が残っていた。

自宅から国道269号線（大崎町～都城市～宮崎市）に出て間もなくのガソリンスタンドで給油をしたが、それを最後に失踪した。なお、この日次女が搭乗する予定の飛行機は濃霧のため欠航した。

## (3) 失踪から現在に至るまでの状況

2002年（平成14年）9月17日、小泉総理の訪朝で北朝鮮が拉致を認め、翌月帰国した5人の中に日本政府が拉致を認識していなかった曾我ひとみ氏がいたことから、家族は園田さん夫婦の失踪が拉致ではないかと考え、北朝鮮に拉致された日本人を救うための全国協議会（救う会）に問い合わせた。

2003年（平成15年）1月に設立された特定失踪者問題調査会は、同年2月10日、特定失踪者第2次リスト44人を公表したが、その中に園田さん夫婦が含まれていた。また、2006年（平成18年）5月21日、園田さん夫婦はいわゆる「1000番台リスト」に認定され、その旨が報道機関を通して報じられた。

失踪から現在に至るまで、園田さん夫婦の所在は不明である。

## (4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断

### ① 警察の捜査状況

園田さん夫婦の親族は、園田さん夫婦が失踪した翌日（1971年（昭

和46年)12月31日),野方駐在所に園田さん夫婦が行方不明になったことを届けた。また,1972年(昭和47年)1月3日には,志布志警察署にも届けた。志布志警察署は直ちに「所在不明者捜索本部」を設置し,全署員を非常招集して,国道269号線,10号線,120号線沿線を捜索した。カーブなどの危険な箇所や,崖や谷底などの下まで降りて捜索するなどし,捜索は7日まで連日続けられた。同時に園田さん夫婦の顔写真入りのチラシ5000枚を印刷し,宮崎までの隣接各署をはじめ,鹿児島県警を通じて,九州各県警,全国まで捜索を行った。8日以後は,刑事2人を専従とし,家族,会社,親類,銀行等を1週間にわたって聞き込み捜査をしたが,犯罪に結びつくような事情は出てこなかった。

2004年(平成16年)5月21日,鹿児島県警に刑事告発した。その後,志布志警察署及び鹿屋警察署の担当から定期的な訪問を受けているが,新たな情報提供はなされていない。

## ② 日本政府・自治体の判断

ア 園田さん夫婦の親族は,日本政府に対して,拉致被害者・特定失踪者の早期真相究明を要請する文書等を提出しており,中井治国家公安委員長兼拉致問題担当大臣(当時)とは一度面会している。

イ 2008年(平成20年)9月1日,申立人らは南大隅町議会に対し,「特定失踪者園田一・トシ子の早期真相究明に関する意見書の提出について」と題する陳情書を提出した。同町議会は,同年9月22日,同意見書を採択し,内閣総理大臣等の関係機関に送付した。また,鹿屋市議会も同年9月30日に開催した定例会最終本会議で,北朝鮮による拉致被害者の早期救出と政府未認定の特定失踪者について真相究明を求める意見書を可決した。

ウ 日本政府は現在に至るまで,園田さん夫婦を拉致被害者として認定していない。ただし,本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている。

## (5) 北朝鮮当局による拉致の可能性

### ① 拉致以外の失踪理由の不存在

#### ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性

園田さん夫婦には5人の子どもがおり,失踪当時は一番下の子である次男俊一氏と3人暮らしであり,家族円満であった。失踪当日も同僚には買い物をしてから午後7時ころ帰宅する旨告げていること,帰省する次女博子氏を空港まで迎えにいき,子どもらと正月を共に過ごすことを

楽しみにしていたこと、近所付き合いも良く、人に恨まれるようなこともなく、金銭的なトラブルもないことなどから、自殺や自らの意思で失踪したとは考えがたい。

イ 事故の可能性

失踪直後から数日間にわたり大規模な捜索が行われているが、今日に至るまで事故をうかがわせる事情は見当たらない。

ウ 小括

以上の事実から、園田さん夫婦は、その意思に反して拉致された可能性があることを否定できない。

② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性

ア 日本国内で生活している可能性が低いこと

上記のとおり、失踪直後から大規模な捜索が行われたが、今日に至るまで園田さん夫婦は発見されていない。

園田さん夫婦の失踪については、失踪当時、南日本新聞が園田さん夫婦の顔写真入りで「夫婦、車で蒸発」などの見出しのもと、園田さん夫婦の身長・体型・服装など詳細に報道している。また、2008年（平成20年）10月1日付け南日本新聞は、鹿屋市議会が特定失踪者について真相究明を求める意見書を採択した記事を掲載したが、そこでも園田さん夫婦の名前が報じられている。さらに、2011年（平成23年）12月30日付け南日本新聞は、園田さん夫婦の顔写真入りで「家族、目撃情報に望み」などと題する記事を掲載した。このように、園田さん夫婦が失踪していることは新聞報道等で報じられているが、失踪後今日に至るまで、園田さん夫婦に関する目撃情報は寄せられていない。

このように、園田さん夫婦が日本国内で生活していることを示す事情はない。

イ 北朝鮮で生存している可能性（目撃証言）

(ア) 目撃証言の内容

トシ子さんを北朝鮮で目撃したとされる証言は複数寄せられているが、その中の一つに、2000年代に脱北したM氏（以下この項においては「M氏」という。）の証言がある。M氏の証言の大意は、以下のとおりである。

- i M氏の居住地（咸鏡北道セッピョル郡）に日本人女性李スンジャ氏（以下「李氏」という。）が住んでいた。M氏の父は在日朝鮮人帰国者であったことからM氏の両親と李氏は親しく付き合っており、

M氏も李氏と直接会話を交わしたことがある。

- ii 李氏の説明によれば、李氏は1970年代に拉致された。拉致された当時の年齢は43歳位である。夫が車を運転して空港に行く途中に拉致された。李氏は「チマ」とか「シマ」という地名をあげていた。李氏には息子と娘がいる。夫は拉致される際に抵抗して、海上で死亡した。北朝鮮では、対南連絡所の幹部と結婚した。その幹部は前妻との間に娘が一人いた。幹部である夫が死亡後、平壤から前妻の娘が住む上記居住地に移り暮らしているとのことであった。

なお、李氏は最初は自分の身上を語らなかったが、1994年に金日成氏が亡くなってから自分の身上を語るようになった。

(イ) 目撃証言を入手した経緯

2008年（平成20年）11月25日、特定失踪者問題調査会代表荒木和博氏（以下「荒木氏」という。）が、韓国の拉北・脱北人権連帯代表都希侖氏（以下「都希侖氏」という。）から、脱北者M氏から聞いた話として上記目撃証言の内容を聞いた。

荒木氏は、2009年（平成21年）2月9日、韓国で再度都希侖氏と面談した際にM氏との面談を望んでいることを伝え、同年10月28日、荒木氏がソウルでM氏と面談し、直接事情を聞いた。

(ウ) 目撃証言の信用性

目撃証言によれば、李氏が拉致された時の年齢（43歳位）とトシ子さんが失踪した時の年齢（42歳）がほぼ同じであること、李氏が拉致された年とトシ子さんが失踪した年が1970年代と同じであること、李氏は夫が運転して空港に行く途中で拉致されたと述べているが、その拉致されたときの状況がトシ子さんが失踪した時の状況と同じであること、息子と娘がいるなど家族関係が李氏とトシ子さんと同じであること、トシ子さんは鹿児島に住んでいたが、「チマ」「シマ」の地名は「島」と一致することなど、李氏とトシ子さんとの間には、共通点が複数認められる。とりわけ、夫が運転して空港に行く途中で拉致されたというのは李氏の特異な体験であるところ、この状況がトシ子さんの失踪状況と一致していることは、李氏とトシ子さんが同一人であると強く推認させる事情である。

このように、李氏の証言内容は極めて具体的であり不自然な点は見当たらず、李氏の証言内容に反する特別の事情もないことからすれば、李氏の証言がM氏に直接面談した荒木氏から伝えられたものであった

としても、李氏の証言内容の信用性が乏しいとまでは言いがたい。したがって、李氏とトシ子さんは同一人であることを排斥することは困難である。

#### ウ 小括

以上のとおり、北朝鮮で目撃された李氏がトシ子さんであることを排斥することは困難であることから、トシ子さんが北朝鮮国内で生存している可能性を否定することはできない。

また、一さんもトシ子さんと同時に失踪しており、失踪後に別々に行動したと考えられる事情がないこと、李氏の説明では夫は拉致された時に抵抗し海上で死亡したとされているが、現時点においてその事実を確認することはできないことからすると、一さんについての北朝鮮での目撃証言はないとはいえ、一さんが北朝鮮国内で生存している可能性を全く否定することはできない。

### ③ 結論

以上のとおり、園田さん夫婦がその意思に反して拉致された可能性があり、かつ、北朝鮮で目撃された女性がトシ子さんである可能性があり、また、一さんも北朝鮮国内で生存している可能性も全く否定することはできない。

したがって、日本と北朝鮮との間に国交がなく、園田さん夫婦が自ら北朝鮮に渡航できないことから、園田さん夫婦が北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあるといえる。

## 5 生島孝子さん

### (1) 失踪に至るまでの経緯

生島孝子さん（1941年（昭和16年）6月14日生まれ。以下「生島さん」という。）は、失踪日である1972年（昭和47年）11月1日当時、東京都渋谷区笹塚に申立人である妹敦子氏（以下「敦子氏」という。）と居住し、N区役所で電話交換手として勤務していた。

### (2) 失踪時の状況

生島さんは、失踪当日、当日1日限りの年休届けを出して休み、朝出勤する敦子氏に「夕方に電話があったら出かける」と言っていたが、それ以上詳しいことは言わなかった。

敦子氏が夜帰宅すると生島さんは不在であった。家の中は一日中家事、特に秋冬の衣類の入れ替えを行った形跡があり、翌日出勤時に着る服一式が揃えてあった。しかしその夜何の連絡もなく帰宅しなかった。なお、生島さん

は、同日15時頃、近くのクリーニング店に多くの衣類を出していた。

敦子氏は、生島さんが連絡なしに外泊するのは初めてだったため、翌11月2日に、申立人である長姉馨子氏（以下「馨子氏」という。）に連絡した。

同日の夜22時頃、自宅に電話があり、無言の状態がしばらく続き、その後、男の声で「今さら仕方ないだろ」と言って切れた。家族は11月3日に警察に捜索願いを出した。

### (3) 失踪から現在に至るまでの状況

家族はその後、読売新聞・朝日新聞・毎日新聞の全国版に2回尋ね人の広告を出した。また、事故で記憶喪失になり収容されていないかと考え、東京及び近県の精神病院に手紙を出した。テレビを通じての呼びかけも行った。また、身元不明遺体の確認等にも出向いた。しかし、あらゆる手段を尽くしたにもかかわらず日本国内においては全く消息が不明のままであった。

1987年(昭和62年)11月の大韓航空機爆破事件で、犯人金賢姫の日本人化教育の教官李恩恵(田口八重子氏)のことが明らかになり、家族は生島さんの失踪が北朝鮮による拉致ではないかと考えるようになった。

そして、小泉訪朝後の2002年(平成14年)11月に、家族が救う会に連絡したところ、翌2003年(平成15年)1月10日の特定失踪者問題調査会の設立時に、生島さんは特定失踪者に認定され、その旨公表された。

さらに、生島さんは、2004年(平成16年)7月29日に、調査会において、いわゆる「1000番台リスト」に認定されて、その旨公表された。

東京都は、生島さんを含めた東京での失踪者の顔写真のポスターを都の建物や都営交通機関の駅などに多数掲示し、情報を求めているが、現時点まで有効な情報は全くもたらされていない。

### (4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断

① 失踪直後の1972年(昭和47年)11月3日の捜索願いについては、成年者の失踪であるということもあり、警察は届けを受理したのみで、捜査は行われなかった。

② その後、2004年(平成16年)5月に、申立人らは、警視庁に対し、被疑者不詳(某)として国外移送目的略取誘拐の罪にて刑事告発したが、警視庁からはその後一切の説明もなされていない。

③ 日本政府は、現在に至るまで生島さんを拉致被害者として認定していない。ただし、本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている。

### (5) 北朝鮮当局による拉致の可能性

① 拉致以外の失踪理由の不存在

ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性

生島さんが取得した有給休暇の対象日は、失踪した当日限りの予定であった。また、生島さんは、同日、クリーニング店に衣類を出し、自宅にはハンドバックや財布も残っており、さらに翌日出勤する準備もしていた。

これらの事情からすれば、生島さんは失踪日において、短時間の外出をし、その日のうちに帰宅する予定であったと考えられ、自殺に及んだり、自らの意思で長期間にわたって家族と連絡を絶って失踪したとは到底考え難い。

イ 事故の可能性

生島さんが事故にあったことを示す事情はない。

ウ 小括

以上の事実からすれば、生島さんは、その意思に反して拉致された可能性があることを否定できない。

② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性

ア 日本国内で生活している可能性が低いこと

家族は、前述のように新聞広告やテレビでの呼びかけなど広範囲に情報提供を求めたが、その後全く消息がつかめていない。特定失踪者問題調査会設立後には、生島さんは拉致の可能性のある失踪者の一人として、再三にわたり大きく報道されたが、公表後10年が経過する現在に至っても、全く情報が寄せられておらず、生島さんが日本国内で生活していることを示す事情はない。

イ 北朝鮮で生存している可能性（目撃証言）

(ア) 目撃証言の内容

韓国人の学者である〇氏（以下「〇氏」という。）は、大要、以下のとおり、1986年（昭和61年）に、生島さんに似た女性を北朝鮮国内（平壤市）で目撃したことを証言している。

なお、〇氏は、1942年（昭和17年）に韓国で生まれ、釜山高校からソウル大学文理学部に進み、1970年（昭和45年）に西ドイツ（当時）に留学してその後も西ドイツに在住していた。1985年（昭和60年）に、親北の音楽家P氏らに誘われて、家族とともに北朝鮮に入国したが、1986年（昭和61年）11月に工作目的で出国した際に、家族を置いて逃亡し、現在は韓国で家族の帰還運動を

行っている。

- i 1986年(昭和61年)当時、O氏は北朝鮮の平壤市中区域東興洞、蒼光通りに面した平壤駅前デパート横の20階建てアパートの12階に居住していた。
- ii そのアパートは1つの階に6～7世帯が入っており、スタッフが住んでいた。当該女性もそのアパートに住んでいたが、建物の中で顔を合わせたことはなかった。当時この女性は夫が外国に出ていたようである。自分と同じ位の年格好に見えた。子どもがいたかどうかは不明。
- iii その女性はトロリーバスに乗ってきた。中庭で会い、北朝鮮の人と異なった印象を受けた。憂愁を帯びたような感じ、清潔な印象。丸顔で印象は生島さんとお姉さん(馨子氏)の写真と似ている。身長は155cm程度ではないか。
- iv その女性の方が「ヨーロッパから来られたのでしょうか」と声をかけてきた。「(自分は)日本語を教えています」とも言った。その後もう一度見かけた。人からその女性が日本語を教えていると聞いた。
- v 蒼光通りには食堂が多い。半分外貨、半分北朝鮮ウォンでやる食堂で朝鮮総連関係者が多かった。こういうところに入出入りする人間はこの女性を見た可能性がある。

(イ) 目撃証言を入手した経緯

上記のO氏の目撃証言は、2004年(平成16年)1月21日に、荒木氏がソウル市内の自宅にO氏を訪ねたときの記録に基づくものである。

(ウ) 目撃証言の信用性

O氏の上記証言は、荒木氏が聴取したものにとどまり、当委員会がO氏から直接聴取したものではない。

他方で、①O氏は、荒木氏による聴取とは別の機会にTBSテレビによるインタビューを受け、当該インタビューが放映された2004年(平成16年)10月3日のTBSテレビ「JNN報道特集『失踪女性北朝鮮で目撃!99歳の母は』」と題する番組の中で、目撃した女性が生島さんに似ていることを実名で供述していること、②同じく、さらに別の機会にフジテレビによるインタビューを受け、当該インタビューが放映された2004年(平成16年)12月18日の「ワッツ!?ニッポン『揺れる北朝鮮問題…O氏来日で告白』」と題する番組の

中でも、生島さんと思われる女性を目撃したことを実名で供述していること、③いずれの証言内容も相互に矛盾しておらず、外貌や身長等に関する証言内容が生島さんの特徴と矛盾していないこと、④O氏は、北朝鮮に残している家族の帰還運動をしている立場にはあるものの、映像から判断する限り、その供述態度も誠実である、等の事情を認めることができる。

したがって、O氏を目撃証言の内容の信用性が乏しいとまでは言い難いのであって、O氏が目撃したとされる当該女性が生島さんであることを排斥することはできない。

#### ウ 小括

以上の事実からすれば、北朝鮮で目撃された女性が生島さんであって、生島さんが北朝鮮国内で生存している可能性を否定することはできない。

#### ③ 結論

以上のとおり、生島さんがその意思に反して拉致された可能性があり、かつ、北朝鮮で目撃された女性が生島さんである可能性がある。

したがって、日本と北朝鮮との間に国交がなく、生島さんが自ら北朝鮮に渡航できないことを踏まえれば、生島さんが北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあるといえる。

### 6 萩本喜彦さん

#### (1) 失踪に至るまでの経緯

萩本喜彦さん（1940年（昭和15年）1月15日生まれ。以下「萩本さん」という。）は、失踪日である1975年（昭和50年）4月4日当時、兵庫県高砂市中島に妻である申立人萩本弘子氏及び子ども2人と居住し、Q工場の電気保全係として勤務していた。

#### (2) 失踪時の状況

萩本さんは、失踪日の午後9時55分頃（当日は夜勤であった。）、自転車で家を出て約2キロ離れた職場に向かったまま自転車ごと消息を絶った。

家族、同僚などで探したが、本人はもとより自転車をはじめ一切の遺留品らしきものも見つからなかった。その後地元新聞などに記事が掲載されたが全く情報はもたらされなかった。

#### (3) 失踪から現在に至るまでの状況

2002年（平成14年）に、小泉総理訪朝で拉致被害者5名が帰国すると、申立人らは萩本さんの失踪が拉致ではないかと考えるようになった。

そこで、翌2003年（平成15年）1月10日に特定失踪者問題調査会が設立されたことから、家族が調査会に連絡したところ、萩本さんは、2005年（平成17年）2月25日に特定失踪者に認定され、その旨公表された。

さらに、萩本さんは、2008年（平成20年）10月30日に、調査会において、いわゆる「1000番台リスト」に認定されて、その旨公表された。

東京都は萩本さんを含めた東京での失踪者の顔写真のポスターを都の建物や都営交通機関の駅などに多数掲示し、情報を求めているが、現時点まで有効な情報は全くもたらされていない。

#### (4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断

① 申立人らは、警察に対する刑事告発をしていない。ただし、2011年（平成23年）1月13日に、兵庫県警の者2名が家族のDNA型鑑定に来たことがある。

② 日本政府は、現在に至るまで拉致被害者として認定していない。ただし、本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている。

#### (5) 北朝鮮当局による拉致の可能性

##### ① 拉致以外の失踪理由の不存在

###### ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性

萩本さんが失踪した時期は、500万円のローンを組んで購入した新居に住んで数か月であり、また、3人目の子どもができたときであった。

また、萩本さんには人間関係、金銭等のトラブルは一切なかった。

これらの事情からすれば、萩本さんが、自殺に及んだり、自らの意思で長期間にわたって家族と連絡を絶って失踪したとは到底考えられない。

###### イ 事故の可能性

萩本さんが事故にあったことを示す事情はない。

###### ウ 失踪前後の不自然な出来事

失踪1か月前頃、住居近くの新幹線ガード下に一人の男性が長時間立ちすくみ、家族で注意を促し合ったことがあった。

そして、失踪翌日に、申立人である萩本さんの長兄萩本哲氏の自宅に無言電話があった。萩本さんの義姉が出て、とっさに「喜彦ちゃんどうしたん」と尋ね、「お母さんが心配して倒れ入院した」と言うと電話が

切れた。転居直後で、萩本さんの自宅の電話番号は電話帳に記載されていなかった。数日後、男から電話があり、男は「お母さんの病気でほんまか」と言ったが、「喜彦はどこにいるのか」と聞くと直ぐに電話が切れた。

さらに、その1か月後の6月に入って直ぐに、「R」と名乗る男から、「家の前で喜彦さんが事故をおこし、私の息子ということにして入院している」との不思議な電話があった。

そして、その2、3日後に、「S」なる女性から同様の内容の葉書が届いた。家族は差出人住所を訪ねたが、Sなる人物は存在しなかった。

#### エ 小括

以上の事実からすれば、萩本さんは、その意思に反して拉致された可能性があることを否定できない。

### ② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性

#### ア 日本国内で生活している可能性が低いこと

特定失踪者問題調査会設立後において、萩本さんは拉致の可能性のある失踪者の一人として、再三にわたり大きく報道されたが、公表後10年が経過する現在に至っても、全く情報が寄せられておらず、萩本さんが日本国内で生活していることを示す事情はない。

#### イ 北朝鮮で生存している可能性（目撃証言）

##### (ア) 目撃証言の内容

韓国人である金東赫氏（以下「金氏」という。身の安全のために、氏名は仮名とのことである。）は、大要、以下のとおり、1975年（昭和50年）に、萩本氏に似た男性を北朝鮮国内（平壤市）で目撃したことを証言している。

なお、金氏は、1936年（昭和11年）に韓国ソウルで生まれたが、朝鮮戦争中に北朝鮮軍に拉致され、その後職員となり、1976年（昭和51年）6月に韓国に亡命し、現在は韓国で病氣療養中である。著書として、「金日成の秘密教示－対日・対南工作、衝撃の新事実」（産経新聞ニュースサービス・平成16年）がある。

- i （拉致被害者の多数の写真が載っているポスターを示され）萩本さんの写真を指さして、1970年代中盤に直接目撃したと証言した。
- ii 1975年（昭和50年）8月に、平城曲芸劇場に行ったときに、指導員が「日本から入った職員が今日ここに来るから接触しないように注意しろ」と言われた。私たちは歩いて行ったが、日産の車

が1台入っていくのが見えた。その後部座席から1人だけ降りた。指導員は助手席に乗っていて、その降りてきた人がこの人（萩本さんの写真）だった。

- iii とても若く見えた。玄関の前で見た。こちらが先に車を降りて歩いていたらところだった。顔も見た。眼が細かった。私の5歳下に見えた。背は私より低かった。当時私は168cmでしたが、私より4～5cm低かったと思う。
- iv その後は南朝鮮革命館で2度ほど見た記憶がある。合わせて3、4回位見たと思う。そのときは洋服だった。
- v その時期は、失踪してから4か月しかたっていないが、4か月なら調査事業が全て終わる。調査事業がとりあえず終わり、もてなして心を安定させる、そういう段階であった。
- vi 1976年（昭和51年）に亡命したので、その後は見たことはない。

(イ) 目撃証言を入手した経緯

上記の金氏の見撃証言は、2008年（平成20年）9月8日に、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）副会長西岡力氏（以下「西岡氏」という。）が、ソウル市内で金氏から事情聴取をした記録に基づくものである。

(ウ) 目撃証言の信用性

金氏の証言は、西岡氏が聴取したものにとどまり、当委員会が金氏から直接聴取したものではない。

しかしながら、①金氏は、西岡氏からの比較的詳細な質問に対し、具体的に証言をしており、その中で目撃した男性が萩本さんに似ていることを明確に供述していること、②当該証言の内容及び状況はDVDに記録されており、金氏は北朝鮮から亡命した者であることを踏まえても、映像から判断する限り、その供述態度が誠実であること、③外貌や身長等に関する証言内容が萩本さんの身体的特徴と矛盾していないこと、等の事情を認めることができる。

したがって、金氏の見撃証言の内容の信用性が乏しいとまでは言い難いのであって、金氏が目撃したとされる当該男性が萩本さんであることを排斥することはできない。

ウ 小括

以上の事実からすれば、北朝鮮で目撃された男性が萩本さんであって、

萩本さんが北朝鮮国内で生存している可能性を否定することはできない。

### ③ 結論

以上のとおり、萩本さんがその意思に反して拉致された可能性があり、かつ、北朝鮮で目撃された男性が萩本さんである可能性がある。

したがって、日本と北朝鮮との間に国交がなく、萩本さんが自ら北朝鮮に渡航できないことを踏まえれば、萩本さんが北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあるというべきである。

## 7 藤田進さん

### (1) 失踪に至るまでの経緯

藤田進さん（1956年（昭和31年）6月16日生まれ。以下「藤田さん」という。）は、失踪日である1976年（昭和51年）2月7日当時、埼玉県川口市南町に申立人である父藤田春之助氏（以下「春之助氏」という。）及び弟藤田隆司氏（以下「隆司氏」という。）と居住し、同住所から東京都小金井市所在のT大学教育学部に通学していた。

### (2) 失踪時の状況

藤田さんは、失踪当日午前6時30分から7時頃、以前から行っていた新宿のガードマンのアルバイトに行くと言って服を持って出たまま帰らなかった。後に藤田さんの家族は新宿にある全ての警備会社に電話で問い合わせたが、藤田さんがアルバイトをしていた形跡は確認できず、それ以外の情報は入手できなかった。

### (3) 失踪から現在に至るまでの状況

2002年（平成14年）9月17日の小泉総理訪朝で北朝鮮が拉致を認め、同年10月15日に5名が帰国したことから藤田さんの家族は藤田さんの失踪も拉致の可能性があると考えるようになり、隆司氏を中心に2003年（平成15年）、特定失踪者問題調査会に調査を依頼した。

調査会は、同年9月24日、藤田さんを特定失踪者として公開し、さらに後述の写真が入手、鑑定されるに伴い、2004年（平成16年）8月2日、藤田さんをいわゆる「1000番台リスト」として認定し、その旨公表した。

また、同年8月27日には、NHKが、藤田さんによく似た男性の写真が持ち込まれ、日本政府もこの写真の入手経路などについて調査を行っている」と報道した。

### (4) 警察の捜査活動及び日本政府の判断

#### ① 警察の捜査活動

ア 春之助氏及び隆司氏は、２００４年（平成１６年）９月２８日、埼玉県警察本部に対し、被疑者不詳（某）として国外移送目的略取誘拐の罪で刑事告発を行った。

イ また、隆司氏は２００４年（平成１６年）１０月２９日、警察に藤田さんの失踪前の写真を提出した。

さらに、隆司氏は、２００５年（平成１７年）３月１１日、警察に藤田さんのアルバム、ノート、手帳、学生服、膝掛等所持品１７点を提出した。この際、川口警察署内で学生服と膝掛から付着する髪の毛を採取するとともに隆司氏の口腔内の粘膜を採取し、その後（日時不明）春之助氏の口腔内の粘膜の採取も行っている。

ウ その後、隆司氏は、埼玉県川口警察署から何度か捜査状況を聞くことはあったが、「藤田進さんの知人、友人関係者に会って話を聞いている」程度の説明を受けただけで、警察側からの具体的な捜査に関する話は聞かされていない。

エ ２０１２年（平成２４年）１２月１８日、隆司氏は、埼玉県武南警察署から呼び出しを受け、埼玉県警察本部警備部外事課課長補佐Ｕ氏及び同課Ｖ氏より、藤田さんと思われる人物の写真に関する①警察庁科学警察研究所による２００４年（平成１６年）８月１１日付け鑑定書、②埼玉県警による２００４年（平成１６年）１０月４日付け鑑定書、③２００５年（平成１７年）５月１０日付け写真の合成・加工の有無に関する鑑定書の三点があることを口頭で告げられた。両名の説明によると、①の鑑定の結論は「同一人物と考えられる」、②の鑑定の結論は「同一人物と推定される」、③の鑑定の結論は「合成・加工の痕跡は認められない。写真の印画紙はベルギーのアグファ製である」というもので、鑑定書の結論部分だけを説明するのみであった。

なお、後日、同氏らに鑑定の対象の写真について確認したところ、①の写真は後述するＴＢＳが入手した写真(本件写真１)であり、②の写真は後述するテレビ朝日が入手した写真(本件写真２)であり、③の鑑定は①、②の鑑定におけるそれぞれの写真についてのものであるとのことであった。また、②の鑑定は最終的には科学警察研究所で鑑定しているということであった。

## ② 日本政府の対応

ア ２００４年（平成１６年）８月２日、特定失踪者問題調査会と藤田さんら行方不明者の家族らは内閣府を訪れ、藤田さんを含む３２人の行方

不明者について、これまでの調査から北朝鮮に拉致された可能性が高いとして政府に詳しい調査をするように申し入れ、今後予定されている日本と北朝鮮の実務者協議でも安否を確認するよう求めた。申入れを終えた隆司氏が藤田さんの写真にも触れた話をしたことについて、警察庁は「今の段階で藤田さんが北朝鮮に拉致されたと判断するに至っていない。今後北朝鮮で撮影されたとする藤田さんによく似た男性の写真の入手経路などについて、関係者から事情を聞いて必要な捜査を進めたい」と述べた。

また、2004年（平成16年）9月、北京で行われた日朝協議で、日本側が藤田さんの名前を出したと報道されたため、政府に要請し、同月27日W外務省北東アジア課長に面会したが、何の情報も伝えられなかった。

イ 隆司氏は、2012年（平成24年）7月12日にジュネーブで開催された国連人権理事会強制的失踪作業部会に出席した。この際、日本政府は、旅費の支弁、国際機関、政府機関NGOへの訪問調整、通訳を始めとする活動支援、内閣官房拉致問題対策本部事務局職員の同行といった支援を行ったものの、現在に至るまで藤田さんを拉致被害者として認定していない。ただし、本部長指示における「拉致の可能性を排除できない事案」の対象者とされている。

#### (5) 北朝鮮当局による拉致の可能性

##### ① 拉致以外の失踪理由の不存在

##### ア 自殺や自らの意思で失踪する可能性

失踪当日、藤田さんは、以前から数回行っていた新宿のガードマンのアルバイトに出かけると言って自宅を出ており、実際に警備員用の制服らしきものを所持しているところを目撃されている。この際、藤田さんの様子にいつもと変わるところはなく、藤田さんの自室についてもそれ以前と全く同じ状態であった。

また、藤田さんは県下随一の進学校である県立X高校を卒業し、現役でT大学に入学し、体育の教師になる夢に向かって着実な学生生活を送っており、自宅の遺留品も周辺の状況も家出や自殺を示唆するようなものは全くなかった。

##### イ 事故の可能性

藤田さんが事故にあったことを示す事情はない。

また、後述の写真の存在は失踪後も藤田さんが生存していることを裏

付けるものであり、藤田さんが何らかの事故により死亡したとは考えにくい。

#### ウ 小括

以上の事実からすれば、藤田さんは、その意思に反して拉致された可能性があることを否定できない。

### ② 拉致の主体が北朝鮮当局である可能性

#### ア 日本国内で生活している可能性が低いこと

調査会設立後には、藤田さんは拉致の可能性のある失踪者の一人として、前述のNHKの報道等、再三にわたり大きく報道されたが、公表後約9年が経過する現在に至っても、日本国内での目撃情報が寄せられておらず、藤田さんが日本国内で生活していることを示す事情はない。

#### イ 北朝鮮で生存している可能性

##### (ア) 写真の入手経緯

TBSのY氏は、2004年（平成16年）6月、脱北者Zから入手した拉致被害者と思われる人物の写真（以下「本件写真1」という。）に着目し、調査会において分析をした結果、藤田さんであるとの結論に達し、同月27日、本件写真1を隆司氏に交付した。この脱北者Zは別の脱北者aから2003年（平成15年）11月末ないし12月初めころ本件写真1を入手したとのことであり、脱北者aは金正日に非常に近い要職にあったため幹部が書類を整理している際にこの写真を極秘のうちに持ち出すことができたとのことであった。また、脱北者Bによれば本件写真1の人物は平壤市龍城区域にある北朝鮮工作員教育施設の日本語教官であり、氏名は不詳だが日本人であることは確実であるとの情報であった。

##### (イ) 写真鑑定

###### i 鑑定の経緯・結果

隆司氏は本件写真1の人物が藤田さんと同一人物であるかどうかを確認するため、2004年（平成16年）7月6日、当時はb大学c研究室助教授であったA教授に鑑定を依頼した。

隆司氏は、A教授に対し、同年8月5日、隆司氏がテレビ朝日のd氏から入手した、本件写真1と同一人物を撮影したと思われる新たな写真（以下「本件写真2」という。）についても鑑定を依頼した。

A教授は、両写真について鑑定を行い、本件写真1、2の人物と失踪前の藤田さんの写真は法人類学的に見て「同一人の可能性が極

めて高い」と判断し、2004年（平成16年）8月7日付け鑑定書を作成した。

ii 鑑定人による説明

2013年（平成25年）3月29日に当委員会がA教授に行ったヒアリングによると、(a) 上記鑑定書を作成した当時は、①別人である、②同一人か否か判定できない、③同一人の可能性が高い、④同一人の可能性が非常に高い、⑤同一人の可能性が極めて高い、⑥同一人と考えて差し支えないとの6段階で写真の人物の同一性の判断について記載しており、(b) ⑥の表現が使用されることは稀であり、上記鑑定書の「同一人の可能性が極めて高い」との結論は、本件写真1、2の人物と藤田さんが同一人である可能性が極めて高いことを示したものだ、との説明があった。

iii 鑑定の信用性

A教授は、人の顔の異同識別に関して特別の知識経験と技術を有している専門家であると認められるところ、上記鑑定書は本文7ページを含む15ページに上るものであり、顔面頭蓋部の輪郭の比較、顔部品と言われる眉、眼、鼻、口、耳などの頭蓋顔面上での解剖的配置の比較、顔部品の形態的特徴などの比較、一般的集団においては稀である特徴や本人に固有の特徴の存在の有無などの確認を詳細に行っており、その信用性に特に疑義を差し挟む事情は窺われない。

iv 本件写真1、2の人物と藤田さんの同一性

上記の鑑定結果及び説明に鑑みれば、本件写真1、2に写った人物と藤田さんが同一人物であることは、ほぼ疑いがないと考えられる。

(ウ) 警察による写真鑑定

上記のとおり、2012年（平成24年）12月18日、隆司氏は、警察より①警察庁科学警察研究所による2004年（平成16年）8月11日付け鑑定書、②埼玉県警による2004年（平成16年）10月4日付け鑑定書、③2005年（平成17年）5月10日付け写真の合成・加工の有無に関する鑑定書の三点があることを告げられ、本件写真1について①の鑑定の結論は「同一人物と考えられる」、本件写真2について②の鑑定の結論は「同一人物と推定される」、③の鑑定は「合成・加工の痕跡は認められない」旨の口頭による説明を受けている。

かかる説明は、前述のA教授による写真鑑定の結果とあいまって、本件写真1，2に写った人物と藤田さんが同一人物であることを強く裏付けるものである。

(エ) 目撃証言

i 安明進氏の証言

元北朝鮮工作員である安明進氏の著書「新証言・拉致」（廣済堂出版）によると、安明進氏自らが工作員教育を受けた金正日政治軍事大学で政府認定拉致被害者市川修一氏とともに日本人教官を目撃し、それが「藤田進さんだったと断言できる」と証言している。

安明進氏の「断言できる」との発言及び他にも藤田さんと思われる人物とのタバコのやり取り等の詳細かつ具体的な証言内容からすると、安明進氏の証言は一定程度の信用性を有すると考えられる。

ii 工作活動に携わった人物の証言

「週刊現代」2007年（平成19年）4月21日号には、北朝鮮の工作活動に携わったことがあるとする人物の、自ら藤田さんの拉致にかかわったと証言する記事が掲載されている。

同記事において上記人物は仮名とされているが、「藤田さんは精神病患者などが暴れた際に着せられる拘禁服に似た、ベージュ色の保護服を着ていました」等、拉致の際の様子について詳細かつ具体的な証言を行っていることから、明らかな虚偽とまでは言えず、同人物の証言は必ずしも信用性を否定できないものであると考えられる。

(オ) 失踪の時期

2006年（平成18年）1月10日付け産経新聞によれば、藤田さんが失踪する直前の1976年（昭和51年）1月末に佐渡島沖を日本沿岸に向かう北朝鮮工作船があったことが確認されており、横田めぐみ氏が拉致された1977年（昭和52年）11月頃に捕捉された通信と交信状況が酷似していたとのことである。

ウ 小括

以上の事実からすれば、本件写真1，2に写った人物と藤田さんが同一人物であることは、ほぼ疑いがない。さらに、藤田さんの失踪に関する複数の目撃証言の存在及び失踪の時期を考慮すると、藤田さんが北朝鮮国内で生存している可能性は否定できない。

③ 結論

以上のとおり、藤田さんがその意思に反して拉致された可能性があり、

かつ藤田さんが北朝鮮国内で生存している可能性がある。

したがって、日本と北朝鮮との間に国交がなく、藤田さんが自ら北朝鮮に渡航できないことを踏まえれば、藤田さんが北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあるといえる。

## 第6 北朝鮮当局による拉致行為の人権侵害性と政府等による救済の必要性

### 1 拉致行為の人権侵害性

以上のとおり、本件8名について、北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いがあると判断されるところ、北朝鮮当局による拉致行為は、拉致被害者の基本的人権、特に憲法第13条の「生命、自由及び幸福追求の権利」の保障や国際人権（自由権）規約第9条第1項が保障している「身体の自由及び安全」に関する重大な侵害行為である。

そして、拉致後の時間的経過からすれば、拉致被害者は、同規約第7条の「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」を受けている疑いが、帰国拉致被害者5名にかかるその後の報道記事で窺われるところである。

拉致被害者家族及びその関係者が、この間に受けてきた苦しみは計り知れないものがあり、同規約第23条の「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利」の侵害の問題でもある。

また、2006年（平成18年）12月20日に採択された「強制的失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪条約2010年（平成22年）12月23日発効）は、「すべての者が強制失踪の対象とされない権利を有すること並びに被害者が司法手続及び賠償についての権利を有する」（前文）としているが、拉致行為は同条約が上記権利を保障した趣旨にも反するものである。

### 2 日本政府による救済の必要性

これに対して、日本政府は、当連合会からの照会において、「政府としては、現在認定している拉致被害者17名以外にも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、関係府省が連携を図りながら、真相解明に向け捜査・調査を進めているところです。」と回答しながらも、本件申立てにかかる8名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していない理由についての回答を差し控えている。

政府も認めているとおり、「北朝鮮による日本人の拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害」であり、「我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題」である。

また、国連人権委員会における「北朝鮮の人権状況決議」（２００３年（平成１５年）４月１６日）や国連本会議での「強制的失踪決議」（２００２年（平成１４年）１２月１８日）により、強制的失踪が人間の尊厳、人権及び自由に対する深刻な侵害であり国際法規則の違反であることが述べられている。

前記した８名について、いずれも北朝鮮当局によって拉致された相当の疑いが認められ、被害発生以来長い年月が経過している事実を真摯に受け止め、日本政府は、早期解決のために北朝鮮政府に対して、本件８名の所在と身柄の返還を求めるなど、可能な手段を全て行使して一日も早く家族全員が一堂に会することができるよう努力すべきである。また、本件に関し、家族が国連などの国際機構に対する人権救済の申立てを余儀なくされる場合、これに全面的に協力すべきである。

それが、自国民の自由と安全を保障すべき日本政府の責務であり、日本政府に対して、この問題に関し、国際法上、自国民の人権を保障するための国家の権利と認められた外交保護権の行使を積極的に求められて当然のことである。

### 3 警察庁による救済の必要性

また、警察庁は、特定失踪者を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、所要の捜査・調査を進めてきたとし、また、これまで、北朝鮮工作員等拉致に関与したとして８件に係る１１名について逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、政府は北朝鮮側にその引渡しを要求しているところ、当連合会からの照会において、「(本件) ８名の方々に係る事案については、現在、関係警察において、捜査を行っています」、「北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案について、拉致問題対策本部事務局等の関係機関と緊密に連携を図りつつ、事案の真相解明のため、全力で捜査・調査を行っているところです。」と回答しており、警察庁が、今後も引き続き、都道府県警察に対して、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにするよう指揮監督すべきことは当然のことである。

## 第７ まとめ

以上のとおり、本申立てにかかる本件８名については、いずれも北朝鮮当局により拉致された相当の疑いがあるのであるから、日本政府（内閣総理大臣兼拉致問題対策本部長、拉致問題担当大臣）及び警察庁に対して、別紙要望書のとおり要望するのが相当である。

別紙

- 1 木 村 かほる
- 2 加 瀬 テル子
- 3 日 高 信 夫
- 4 園 田 一
- 5 園 田 トシ子
- 6 生 島 孝 子
- 7 萩 本 喜 彦
- 8 藤 田 進